

## 消費者

# 5月は消費者月間です 消費相談の現状のお知らせ

毎年5月は消費者月間です。今回は平成30年度に消費者センターに寄せられた相談の状況などを紹介します。

### 【相談件数】

消費者センターに寄せられた相談件数は、3363件です。

このうち約半数の45%が60代以上のかたからの相談で、高齢者からの相談が多い傾向にあります。

### 【相談内容】

相談内容で、一番多かったのは電子メールやSMS（ショートメール）を使った「架空請求」や「ワンクリック請求」などの「デジタルコンテンツ」で446件です。次に多かったのが「架空請求はがき」の275件で、50代以上の女性からの相談が多くを占めています。



「対処法」

### ◆「架空請求」

メールやSMSで身に覚えのない請求をしてきます。絶対に連絡しないようにしましょう。連絡すると個人情報聞き出され、「裁判になる」と脅され、高額な請求

を受けてしまいます。

### ◆「ワンクリック請求」

消費者が申し込みを行う前に、その申し込み内容などを確認するための画面が出ないまま、いきなり契約成立になったかのように見せかけ、消費者をだます手口です。事業者がこういった確認画面を用意していない場合は、申し込みは無効と主張できます。契約は成立していないので一切無視し、相手側に連絡をしてはいけません。

\* \* \*

「架空請求」、「ワンクリック請求」は不当な支払い要求です。また、詐欺業者が「プリペイドカード（電子マネー）」を購入し、カードに書いてある番号を教える」と指示する手口も横行しています。利用されてしまうと被害回復は困難ですので、事前に消費者センターへご相談ください。



### ■問い合わせ

消費者センター（☎829・1234）